第９　知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

自立支援補充選抜に志願することのできる者は、「第６ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」に志願することのできる者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

①　自立支援補充選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

②　中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③　併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

Ⅰ　出　　願

１　出願は、１校に限る。

２　出願期間

(1) 志願者による出願登録期間

　　　ア　志願者情報等の入力期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年３月24日（火）正午（※）

　　　イ　入学検定料の納入期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年３月24日（火）午前10時

(2) 中学校長による承認期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年３月24日（火）正午

(3) 志願先高等学校長による出願受理期間

令和８年３月24日（火）午前９時から令和８年３月24日（火）正午

　（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校長に承認手続きを依頼すること。

３　出願情報の登録

(1) 自己申告書（様式112）〔様式集４～５ページ〕

原則としてオンライン出願システムへのテキスト入力により提出する。

(2) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し

療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

(3) 入学検定料

オンライン出願システムにより選択した納入方法で入学検定料2,200円を納入する。

(4) （「第１　全般的な事項」の「Ⅲ　応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集６ページ〕の画像等データを登録する。

(5) （「第１　全般的な事項」の「Ⅲ　応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

Ⅱ　学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

１　面接は、３月25日（水）に行う。

２　面接は、志願者全員について、各高等学校長が当該高等学校において行う。

３　面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

４　面接は、保護者の同伴を原則とする。

５　面接の時間については、受験票交付後速やかに、当該高等学校長が示す。

Ⅲ　入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

１　高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

２　選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。

３　合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項、並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

４　合格者の決定に当たって、「２」及び「３」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

５　高等学校長は、３月19日（木）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ　合格発表

合格発表は、３月26日（木）午前10時にオンライン出願システムにより行う。